

ポイント集めて元気度アップ!!!



令和6年度高齢者元気度アップ・ポイント事業のお知らせ

新たに登録を希望される方は「新規登録申請」の申請受付を
令和6年4月から開始しています。

以下の『対象活動』の参加者及び参加を希望する町内在住の65歳以上の方で、ポイント事業に登録したい皆様に対して新規申請の受付を開始します。

※ 既に「登録カード」をお持ちの方は、再度申請する必要はありません。

○新規登録受付期間：**令和6年7月31日（水）まで**

○受付場所：東串良町役場 1 階 福祉課 介護保険係

○持ってくるもの：通帳（ポイントを振り込む際に利用します。）

～事業目的～

高齢者の健康づくりやボランティア等の社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取組を図ることを目的とする。

～事業内容～

○参加登録された高齢者の方に、対象活動の参加に応じてポイントを差し上げます。

○貯まったポイントは、ポイント交換申請により指定口座へお振込します。

～事業の流れ～

①福祉課窓口で登録申請を行い、「登録カード」をもらう。

②「対象活動」に参加して、登録カードを提示しポイントを貯める。

※活動参加 1 回につき 100 ポイント付与。年度上限 5,000 ポイントまで。（繰越なし）

③貯まったポイントは、「ポイント交換申請書」を提出して交換する。

※「ポイント交換申請書」については、申請時期に登録者へ通知します。

◎対 象 者 町内在住の65歳以上の方（東串良町における介護保険第1号被保険者）

◎対象活動 次の活動が事業対象となります。

① 特定健診・長寿健診・一般健診（集団健診、個別健診、情報提供等含む）

② 各種がん等検診（胃、大腸、肺（結核検診）、子宮、乳及び歯周疾患）

③ いきいき体操

④ ルーピンシニア講座

⑤ 生涯学習講座

⑥ 東串良地域学校協働活動

⑦ 地域女性学級

*感染症等の影響により、各活動の実施内容について変更になる場合があります。ご了承ください。

***生涯学習講座等に参加されている方は、とてもお得な事業となっておりますので、ぜひ活用しましょう！！**



○詳細につきましては福祉課介護保険係までご連絡ください。【TEL: 0994-63-3103 (内線: 121)】